

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	明石市 固定資産税課税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、固定資産税の課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

明石市長

## 公表日

令和6年8月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税課税に関する事務
②事務の概要	<p>固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて、毎年経常的に課税される物税であり、納税義務者からの申告又は申請、及び法務局からの通知により、課税内容の変更、課税台帳の整備等を行い、賦課期日(毎年1月1日)における固定資産の所有者に対し、固定資産課税台帳に基づき、固定資産税を課税する。</p> <p>① 法務局からの通知による課税台帳の整備(課税内容の変更等)            ② 所有者からの減免申請書を受け付け確認            ③ 所有者からの非課税適用申告書を受け付け確認            ④ 納税管理人の申請・変更・不要申告を受け付け確認            ⑤ 償却資産に関する申告を受け付け確認            ⑥ 納税通知書、課税明細書の交付            ⑦ 固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格の修正            ⑧ 固定資産課税台帳等の備付け            ⑨ 土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け            ⑩ 評価証明書等の交付</p>
③システムの名称	<p>① 固定資産税システム            ② 家屋評価・家屋評価支援システム            ③ 税務地図情報システム            ④ 審査システム(eLTAX)            ⑤ 中間サーバー            ⑥ 共通宛名システム            ⑦ 統合宛名システム(宛名システム等と同義)            ⑧ 住民基本台帳ネットワークシステム            ⑨ 共通基盤システム(庁内連携システムと同義)            ⑩ 登記情報連携システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項及び別表の項番24            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会の根拠&gt;            ・番号法第19条第8号            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局税務室資産税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	明石市 政策局 市民相談室 行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	明石市 総務局 税務室 資産税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5238
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第5号	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部税務室資産税課 総務部情報管理課	総務局税務室資産税課 総務局総務管理室情報管理課	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市 政策部 市民相談室 行政情報センター	明石市 政策局 市民相談室 行政情報センター	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市 財務部 税務室 資産税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel. 078-918-5238	明石市 総務局 税務室 資産税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel. 078-918-5238	事後	
平成30年5月8日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福村 安司 後藤 省一	富永 康夫 後藤 省一	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	富永 康夫 後藤 省一	課長 課長	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	十分である(入手) 接続しない(提供)	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム	① 固定資産税システム ② 家屋評価・家屋評価支援システム ③ 税務地図情報システム ④ 審査システム(eLTAX) ⑤ 中間サーバー ⑥ 共通宛名システム ⑦ 統合宛名システム(宛名システム等と同義) ⑧ 住民基本台帳ネットワークシステム ⑨ 共通基盤システム(庁内連携システムと同義) ⑩ 登記情報連携システム	事前	
令和3年5月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	総務局税務室資産税課 総務局総務管理室情報管理課	総務局税務室資産税課	事前	
令和3年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	課長 課長	課長	事前	
令和3年5月10日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の係数か	平成27年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年5月10日	II しいき値判断項目 1.取扱者数 いつの時点の係数か	平成27年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和4年6月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第5号	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	軽微な修正(法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48	事後	軽微な修正(法改正に伴うもの)